

【文書番号： 】
年 月 日

殿

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

四

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(国家公務員退職手当法	第17条第4項 第17条第5項	の規定により控除される失業者退職手当額)
		円